

令和3年1月29日招集

1月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和2年度1月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年1月29日(金)午後1時59分から午後3時2分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員 (20人)

1番	虎澤栄三	2番	石山和徳	3番	渡邊芳枝
4番	小戸田修子	5番	鈴木健二	6番	小熊義信
7番	山岸信一	8番	成田誠一	9番	内藤浩一
10番	谷澤康雄	11番	坂井雄一	12番	塚原幸夫
13番	鈴木金一	14番	別所正幸	15番	神田和博
16番	石塚絹代	17番	田中さとみ	18番	仁多見繁隆
19番	齋藤茂博	1番	平栄(農地利用最適化推進委員)		

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第1号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第2号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第4号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第3号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	新潟市農用地利用集積計画の一部取下げについて
報告事項	令和2年度耕作放棄地の全体調査について
報告事項	農地の実勢賃借料情報の提供について

(3)部会所掌外

議案第5号	令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について
-------	------------------------------

(4)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
------	------	-------	------	-------	------

農地係長 岡田明 農政振興係長 八百板恵 農政振興係主査 石井健一
管理係主査 遠藤文博

7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより1月定例総会を開会いたします。本日は全員出席です。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、第1地域調査委員長として、農地利用最適化推進委員の平栄委員からもご出席いただいております。よろしくお願いいたします。同委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いします。</p>
議長(会長)	<p>令和3年1月、最初の定例総会になります。時折、荒れ狂う天候の中、ご出席いただき大変ご苦労様です。今年の1月頃から新型コロナウイルス感染が始まったわけですが、令和3年になっても終息が中々見えてこない中で、6日頃大雪、暴風で大変な被害が出ています。JA新潟みらい管内では4億円くらいと聞いています。年初めから出鼻をくじかれた、という感じがしています。委員の皆様は災害に遭わなかったと思いますが、大丈夫でしたでしょうか。また、令和3年は稲作農家にとって、やり方にとっては大変な年になるのではないかと危惧がされています。先日、亀田郷農業再生協議会において、昨年に比べ約10から13%の需給調整をお願いしたいとの、結論に達したようです。これをしないと米価が下落して行くのではないかと、国、県、市も危機感を持っています。内容を聞きますと、主食米より非主食米の方がやり方によっては、収入が上がります。前からありましたが、今回は国、県から非主食米に更に補助が出て、やり方によっては主食米をつくるより収入が上がる通知が出ています。これから市とJAが各農家組合を回って、地区座談会等で報告があると思いますが、委員の皆様もできましたら、昔でいう生産調整にご協力いただいで、何とか米価が下がらないようにお願いしたいと思います。おそらく米価が下がれば、当然、他の加工用米も下げられてくると思います。主食米の値段が確保できないと大変な影響が出ると思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは始めます。議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。12番塚原幸夫委員、13番鈴木金一委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。委員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、両部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長さんから、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、別所農政振興部会長さんから議長を務めていただき、その他について私が議長を務めることといたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事ですので、議長は、鈴木農地部会長と交代いたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>昨年の暮れからずっと雪が降り続いて、見てのとおりこの状況です。今日も冬型が強まるということですが、降らないことを願っています。</p> <p>それでは議事を進行させていただきます。議事の都合上、追加の議案第4号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第1号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第2号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
農地係長	<p>農地係の岡田でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、石山地区で1件、大江山地区で2件、両川地区で1件の計4件です。農地法第4条許可申請に関する処分決定が、横越地区で1件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大江山地区で1件、両川地区で1件、横越地区で1件、亀田地区で1件の計4件です。今月の議案件数は合計で、9件となります。また、すべての案件が、調査委員会に付され</p>

議長(農地部会長)	<p>ておりますので、私からの説明は割愛させていただき、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いいたします。</p>
第1地域調査委員長	<p>第1地域調査委員会の委員長の平です。第1地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、第3条申請が4件、第5条申請が2件でした。</p> <p>まず、追加議案第4号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。1ページ1号は譲受人の代理人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は中央区山二ツの田1筆493㎡で農用地区域内です。世帯の経営面積は63.18aです。農業従事者は3名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。1ページ2号は譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。農地を処分したい譲渡人と譲受人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は江南区大淵の畑3筆455.61㎡で農用地区域内です。世帯の経営面積は1,208.91aです。農業従事者は3名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。1ページ3号は譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は江南区西野の田2筆1,029㎡と畑4筆1,096㎡の計6筆2,125㎡で農用地区域内です。世帯の経営面積は433.64aです。農業従事者は2名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。2ページ4号は譲受人の代理人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は江南区割野の田1筆515㎡で農用地区</p>

	<p>域内です。世帯の経営面積は2,907.5aです。農業従事者は3名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかりと耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、議案第2号農地法第5条許可申請についてです。議案書2ページ1号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を贈与によって取得し、露天資材置場敷地に転用するものです。転用者は、建設業を営んでおり、資材置場敷地が不足していたところ、農地の管理に苦慮していた土地の所有者から贈与の話があり、申請に至りました。申請地は、江南区大淵の畑1筆1,186㎡です。農地区分は、集落と県道に囲まれた10ha未満の小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって、問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。2ページ2号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。土地の所有者と転用者は、親子関係にあります。転用者は現在、貸家に住んでいますが、父親所有の農地に個人住宅を建築するため申請に至りました。申請地は江南区嘉瀬の畑1筆260㎡です。農地区分は、集落内にある10ha未満の小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。資金は借入金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。続きまして、第2地域の報告をお願いします。</p>
第2地域調査委員長	<p>第2地域調査委員会の塚原です。第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第4条許可申請が1件、第5条許可申請が2件でした。</p> <p>初めに、農地法第4条許可申請についてです。議案書1ページ横越地区1号は、転用者から事情聴取しました。自己所有の農地を農家住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、築50年を経過した自宅を改築するため、いろいろ調査したところ、自宅の一部が農地法の許可を受けずに建築されていたことがわかりました。今回、</p>

	<p>改築するにあたり始末書を添えて申請したものです。申請地は、江南区横越川根町4丁目の畑1筆 923 m²のうち 342 m²です。農地区分は、前面市道に上水道と下水道の2管が埋設されており、500m以内に医療施設と保育園があることから、第3種農地と判断されます。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、雨水は前面市道の側溝へ、汚水は公共下水道に接続し排水することから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。続いて、議案書2ページ横越地区3号は、転用者から事情聴取しました。農地に賃借権を設定し、露天資材置場敷地に転用するものです。転用者は、造園業を営んでいますが、現在使用している資材置場が使えなくなり、代替地を探していたところ申請地の所有者と話がまとまり、申請しました。申請地は、江南区横越川根町2丁目の畑1筆 607 m²です。農地区分は、集落内の1.0ha未満の小集団農地であることから、第2種農地と判断されます。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように防風ネットを設置し、雨水は自然浸透とすることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。続いて、議案書2ページ亀田地区4号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在、借家に住んでいますが、将来のことを考え、戸建て住宅を建築するため、申請しました。申請地は、江南区砂岡3丁目の畑1筆 207 m²です。農地区分は、住宅や事業所が連たんして市街化の傾向が著しい区域内の農地であることから、第3種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借り入れで賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように注意し、雨水は前面市道の側溝へ、汚水は公共下水道に接続し排水することから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p> <p>議長(農地部会長) ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>別所委員 14番別所です。議案第1号の畑の面積について、調査委員長のお話した面積をもう1度お聞かせ願いますか。面積が違ったように聞こえたためです。</p>
--	---

第2地域調査委員長	議案書の面積 926 m ² のうち 346 m ² が正しいです。事務局いかかでしょうか。
農地係長	議案書が正しいです。
第2地域調査委員長	訂正いたします。
議長(農地部会長)	<p>他にご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、追加の議案第4号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。今回は委員関連の案件がありますので、先議を行います。1ページ2号は出席委員の関係案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与の制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(2番 石山和徳委員 退室)</p>
議長(農地部会長)	<p>1ページ2号について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(2番 石山和徳委員 入室, 着席)</p>
議長(農地部会長)	<p>次に、ただ今先議いただきました案件以外について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとし、先議の件と合わせまして事務局から市長へ回答をお願いします。次に、本冊1ページの議案第1号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊2ページの議案第2号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の3ページから13ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律、農業経営基盤強化促進法及び慣行小作による賃借権を双方合意のうえ、契約を解除した案件です。大形地区で2件、大江山地区で9件、両川地区で29件、横越地区で2件、亀田地区で7件の計49件の通知書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、すべての案件について、離作補償金はありませんでした。</p> <p>次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理につ</p>

	<p>いてです。議案書の14ページ、15ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。大形地区で1件、大江山地区で1件、鳥屋野地区で1件、曾野木地区で1件、横越地区で4件、亀田地区で3件の計11件の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、農地については、自作や貸付けがされており、斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の16ページをご覧ください。新潟地方法務局から7件の照会がありました。石山地区で1件、大形地区で1件、両川地区で1件、横越地区で3件、亀田地区で1件の照会で、現地確認のうえ、すべて非農地と回答しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の17ページをご覧ください。曾野木地区で1件、横越地区で1件の計2件の届出で786㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の18ページから26ページをご覧ください。石山地区で2件、大形地区で3件、鳥屋野地区で3件、両川地区で33件、横越地区で2件の計43件の届出で35,553.36㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を別所農政振興部会長と交代いたします。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>本日の定例総会の出席、ご苦労様です。本年もよろしくお願い致します。年明けから雪が降り、7日には強風、その後近年稀にみる大雪で、農作物、農業用施設の被害に遭われた方にはお見舞い申し</p>

<p>農政振興係長</p>	<p>上げます。着座にて進めさせていただきます。</p> <p>それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。別冊の議案第3号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>振興係の八百板です。着席のまま説明させていただきます。</p> <p>別冊の議案第3号について、ご説明いたします。表紙をめくっていただきますと地区別実績表の合計となっています。こちらは、農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっており200件940,044㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が曾野木地区42件、両川地区21件、石山地区16件、大江山地区7件、大形地区5件、横越地区12件、亀田地区14件、所有権移転が両川地区2件、大江山地区2件、横越地区1件で面積は495,237㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は更新分で、利用権設定が曾野木地区12件、両川地区5件、石山地区4件、大江山地区22件、大形地区14件、横越地区11件、亀田地区10件で面積は444,807㎡です。続きまして、次ページが利用権設定による契約内容となっています。表の右上のカッコの数字がページ数となります。1ページから24ページは、相対で新規契約した案件になります。すべて土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替、現金または物納で支払うことで合意した内容となっています。1号から67号は鳥屋野地区で特定作業受委託から利用権設定に変更したものです。続きまして、25ページから40ページは、相対で更新契約した案件になります。土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座、現金または物納で支払うことで合意した内容となっています。41号、56号は、使用貸借権です。</p> <p>41ページをご覧ください。こちらは売買による所有権移転の案件となります。譲渡人が、1号、2号は高齢により規模縮小するため、3号は農地を相続したが県外のため、4号、5号は規模縮小のため、規模拡大をしたい譲受人と、双方で合意した案件になります。次に、42ページをご覧ください。こちらは利用権移転の案件になります。移転を受ける者が耕作した方が効率的なことから合意した案件になります。なお、利用権を受ける者は、契約当時の内容をそのまま引き継ぎます。次ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業にかかる地区別実績表の合計となっています。両川地区7件、大江山地区7件、横越地区4件、亀田地区7件で、面積は91,346</p>
---------------	---

<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>m²です。43ページから47ページをご覧ください。土地改良費を10号,14号は借り手が,それ以外は貸し手が負担し,賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容になります。最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については一番下段に記載しているとおり,2月15日からとなっています。ご承認後は,産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>今ほどの事務局の説明について,ご質問,ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>皆さんからご質問,ご意見がありませんので,これより別冊議案第3号新潟市農用地利用集積計画の決定について審議に入ります。今回は委員関連の案件がありますので,先議を行います。別冊1ページ1号から3号までは出席委員の関係案件でありますので,農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与の制限の規定により,関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(7番 山岸信一委員 退室)</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>別冊1ページ1号から3号までについて,審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>異議なし,ということですので,原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただけてください。</p> <p>(7番 山岸信一委員 入室,着席)</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>続きまして,委員関連の案件の先議を進めます。別冊15ページ71号は出席委員の関係案件でありますので,議事参与制限の規定により,関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(9番 内藤浩一委員 退室)</p>

議長(農政振興部会長)	<p>別冊 15 ページ 71 号について、審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(9 番 内藤浩一委員 入室, 着席)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>続きまして、委員関連の案件の先議を進めます。別冊 31 ページ 31 号から 33 号までは出席委員の関係案件でありますので、議事参与制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(2 番 石山和徳委員 退室)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>別冊 31 ページ 31 号から 33 号までについて、審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(2 番 石山和徳委員 入室, 着席)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>続きまして、委員関連の案件の先議を進めます。別冊 37 ページ 65 号から 66 号までは出席委員の関係案件でありますので、議事参与制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(農事組合法人エフ小杉副代表 13 番 鈴木金一委員 退室)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>別冊 37 ページ 65 号から 66 号までについて、審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p>

議長(農政振興部会長)	<p>(異議なし)</p> <p>異議なし，ということですので，原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(農事組合法人エフ小杉副代表 13番 鈴木金一委員 入室，着席)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>次に，ただ今先議いただきました案件以外について審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので，原案のとおり承認と決定いたします。次に，別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について，事務局より説明をお願いいたします。</p>
農政振興係長	<p>別冊の報告事項について，ご説明いたします。1ページから5ページの計画案については，先ほどの議案第3号43ページから47ページの貸し手が，機構に賃借した農用地を受け手に利用配分する計画案となっています。次に6ページをご覧ください。こちらは，現在，農地中間管理機構に賃借している中間管理権移転の契約内容になります。契約内容ですが，移転を受けるものが耕作した方が効率的なことから合意した案件となります。なお，いずれの案件も，移転を受ける者は契約当時の内容をそのまま引き継ぎます。以上が，農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案になります。最後に，市の農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後，3月末に県の公告を予定しています。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について，ご質問，ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問，ご意見がありませんので，次に本冊27ペー</p>

農政振興係長	<p>ジの報告事項新潟市農用地利用集積計画の一部取下げについて、事務局より説明をお願いいたします。</p>
農政振興係長	<p>本冊の27ページをご覧ください。12月定例総会において、新潟市農用地利用集積計画でご承認いただきましたが、譲受人の健康上の理由により、両者から取下げ書の提出がありました。集積計画効力発生する市公告前の申請であることから、取下げとさせていただきますことをご報告いたします。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本冊28ページから30ページまでの報告事項令和2年度耕作放棄地の全体調査について、事務局の説明をお願いいたします</p>
農政振興係長	<p>それでは本冊28頁をご覧ください。今年度も委員の皆様から農地法第30条に基づき、農地の利用状況調査を実施いただき、適正に管理されていない農地の把握を行い、農地パトロールで指導対象農地の位置付け、更に文書による指導等を行いました。また、11月に検討会を行い、利用意向調査の該当箇所などを検討していただきました。今年度委員の皆様から調査していただいた農地のうち、文書指導や口頭での指導により新規の耕作放棄地になる前に解消した指導対象農地は、対策委員会での報告のとおり、東ブロック管内で7筆、南ブロック管内15筆、亀田横越ブロックで17筆と、合計39筆ありました。耕作放棄地を未然に防ぐことができ、ありがとうございました。それでは、今年度耕作放棄地を報告いたします。記以下の表をご覧ください。既存の耕作放棄地を含めた中央農委管内の各ブロック別集計表となっています。現在の耕作放棄地の合計は、15,337㎡となっています。このうち、これまでの耕作放棄地から解消された農地は亀田横越ブロック管内の農地で6筆、1,162㎡でした。新たに確認された耕作放棄地は、東ブロック管内で1筆、面積452㎡でした。①に記載されている農地が、新規の内訳となります。②には、これまでの耕作放棄地を年度別に整理した未解</p>

	<p>消農地を表示しています。①の農地については、農地法第32条第1項の規定により耕作放棄地の所有者に利用意向調査を実施しました。農地中間管理機構の利用希望があった農地については、今後機構に通知いたします。次年度以降も解消に向けて指導等を実施してまいりますので、委員の皆さまからのご協力をお願いいたします。以上、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本冊31ページから32ページまでの報告事項農地の実勢賃借料情報の提供について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>報告事項農地の実勢賃借料情報の提供について、ご説明いたします。本冊31ページ、32ページをご覧ください。賃借料の改正については、農地法第52条により1年に1回、農地の賃借料情報を提供することになっていきますので、直近の令和2年中に公告した農用地利用集積計画の賃借料を、物納等を除いたデータに、加重平均で算出しました。田価格については、中央、東区では、平均額が昨年より300円安い12,500円、最高額は18,000円、最低額は4,000円でした。算出するための筆数は、昨年より124筆多く289筆でした。江南区では、平均額が昨年より100円安い10,900円、最高額が17,500円、最低額は3,000円でした。算出するための筆数では、昨年より134筆少なく、2,860筆でした。次に、畑の実勢価格ですが、例年どおり、全市を対象として算出しました。金額については、平均額が昨年より1,200円高い9,300円、最高額が15,000円、最低額は1,000円でした。算出するための筆数は、昨年より111筆多く513筆でした。なお、管内農家へ周知は、3月号の農業委員会だよりで行います。以上、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>

議長(農政振興部会長)	<p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、以上で報告を終わります。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>
議長(会長)	<p>鈴木農地部会長さん、別所農政振興部会長さん、ありがとうございます。これより、部会所掌外の議案に移ります。追加の議案第5号令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
佐藤次長	<p>事務局次長の佐藤です。それでは私の方から、本日追加で配布いたしました議案の第5号令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について、説明させていただきます。議案を1ページ開いていただくと別紙の意見書になっています。現在の中央農業委員会になってから、この案件である農業委員会法第38条の意見書を総会で提案させていただくのは、今回初めてとなりますので、この意見書について簡単に説明します。農業委員会法の第38条第1項では、農業委員会は、農地利用の最適化の推進に関し、より効率的かつ効果的に実施するため、必要があると認める時は、最適化に係る施策を企画立案し、実施する関係行政機関に対し、具体的な意見を提出することが規定されています。これまで、新潟市の農業委員会では、この意見書の提出は行っておらず、替りに例年2月頃、6農業委員会の役員全員と市長及び農林水産部の部長以下の管理職員が参加する懇談会を開催し、直接その場で各農業委員会からの具体的な政策を要望してきました。今年も、懇談会開催の準備も終わり、各農業委員会からの要望の取りまとめも終了していましたが、昨年年末からの新型コロナウイルス感染症の拡大により今年度は、懇談会の開催が中止となってしまいました。そのため、これまで懇談会の場で要望するはずだった各農業委員会の意見を、今年度は、農業委員会法第38条で規定されている意見提出という形に変更して、急遽、この追加議案として提案させていただいたものです。また、この意見書に載せてある要望は、本来、懇談会の場で各農業委員会から1項目ずつ、役員のどなたから発言してもらう予定で作成してあったもので、それぞれの意見は、事前に各農業委員会の役員会等で了承を受けたものとなっています。そのため、ここでは、</p>

議長(会長)	<p>中央農業委員会からの意見についてだけ読み上げさせていただきたいと思います。議案の6ページをご覧ください。</p> <p>(議案第5号中、中央農業委員会分読み上げ)</p> <p>この意見の要旨ですが、これは、昨年11月の新潟日報の朝刊で紹介されておりましたJA津南町の子会社の事例を引用して、市に対し新たな視点からの新規就農や耕作放棄地の発生防止策を実施するよう求めたものです。また、この意見書は、本日、他の農業委員会の総会でも同様に提案されており、ご承認をいただいた後、来月2月2日に、虎澤会長をはじめ6農業委員会の会長から中原市長に、直接渡していただく予定としています。私からの説明は以上です。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
塚原委員	<p>他の自治体管内では、JAの出資法人ということが書かれていますが、新潟市に何を要望するのか見えない感じがします。新たな視点に立った政策の実行と書いてありますが、他の農業委員会では、もみ殻の対応のことや農用地域内でも施設が建てられるように、と書いてあります。見てすぐ思いつかないのですが、JAと新潟市が共同で出資法人を作ってください、ということですか。</p>
坂井局長	<p>そのとおりです。直接、表現しにくかったので、こういう表現になりました。合併で名称は変わりましたが、福井県のJA鯖江は、離農する人の土地をJAの子会社が引き受けて、受け皿になっています。全国でも事例が30件位ありまして、新潟県はやっとJA津南が野菜でやり始めました。新潟市も引き受けはあるけれど、今後5年、10年見据えた中で、そういう新たな視点に立った施策を考えたらどうでしょう、ということです。</p>
塚原委員	<p>昔から農協で法人を作る話はあったようですが、実現しませんでした。農協で淡々とやっても難しいと思うので、農協も合併して大きくなり、新潟市と調整ができるのであれば、進めてもらいたいと思います。よろしくお願いします。</p>
坂井局長	<p>はい。その旨伝えたいと思います。</p>

議長(会長)	<p>他にご質問，ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(会長)	<p>皆さんからご質問，ご意見がありませんので，これより審議に入ります。追加の議案第5号令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について，原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし，ということですので，原案のとおり承認と決定いたします。以上で，議事として提案した案件について終了しましたが，その他として，委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは，事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日，お配りしました資料1，資料2について，ご説明させていただきます。資料1令和3年度申請，届出日程表をご覧ください。来年度4月からの各月の農地法関係の申請，届出の締切日，総会，調査委員会の日程をご覧のとおり決めさせていただきましたので，皆様にご報告いたします。なお，6農業委員会の申請，届出の締切日，総会の日程は，全て同じ日取りとなっております。次に資料2令和3年2月業務予定表の説明をさせていただきます。左が会長，農地部会関係，右が農政振興部会関係，その他となっております。農地法関係の許可，届出ですが，3日，12日，22日が届出の締切日，5日が許可申請の締切日となっております。2日は，午後4時から6農業委員会会長から市長への意見提出が秘書課で行われます。虎澤会長からご出席をいただきます。15日は，午後1時30分から県農業会議の常設審議委員会がJA新潟ビルで行われます。虎澤会長からご出席をいただきます。19日は白山会館で，午後1時20分から下越地区農業委員会連絡協議会の理事会が，引き続き，地域別農業委員会会長，事務局長会議，下越地区農業委員</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 塚原幸夫

署名委員 鈴木金一
